

特別勘定のしおり

ハイブリッド あんしん ライフ2

変額終身保険（災害加算・I型）



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。



「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

◆ T&D フィナンシャル生命 ホームページアドレス (URL) <https://www.tdf-life.co.jp>

◆ T&D フィナンシャル生命 フリーダイヤル (お客さまサービスセンター)



0120-302-572 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)

◆特別勘定の種類と運用方針

	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用*
特別勘定グループ(MS型)	株式(バリュー)型(890)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/内外/株式/「フィデリティ・世界割安成長株投信(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率1.05875%(税抜0.9625%)
	株式(グロース)型(891)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/内外/株式/「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ-2」に投資することにより行ないます。	年率1.100%(税抜1.00%)
	債券型(892)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/内外/資産複合/「ピムコ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率0.9559%(税抜0.869%)
	リート型(893)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/海外/不動産投信(リート)/「グローバルREIT・オープン(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率1.089%(税抜0.990%)

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容(ページ)
フィデリティ・世界割安成長株投信(適格機関投資家専用)	フィデリティ投信株式会社	主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運用を目指します。	6~28 および 74~79
適格機関投資家私募アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ-2	アライアンス・バーンスタイン株式会社	主として日本を含む世界各国の株式に分散投資します。成長の可能性が高いと判断されるセクターにおいて、環境や社会志向等の持続可能な成長が見込まれるサステナブル投資テーマに基づき、魅力的な銘柄に投資するアクティブ運用を行ないます。	29~43 および 80~88
ピムコ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	ピムコジャパンリミテッド	世界の幅広い種類の公社債等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券およびバンクローン)およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行ない、安定した利子収益の獲得および信託財産の長期的な成長を目指します。	44~53 および 89
グローバルREIT・オープン(適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	海外のリート(不動産投資信託)に分散投資し、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。	54~72 および 90~92

* 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。

※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。

※ 変額終身保険(災害加算・I型)では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。

※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。

※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

《お問合せ先》


T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル(お客さまサービスセンター)

 **0120-302-572**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

ホームページアドレス(URL) <https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定(ファンド)についてのご照会先》

 **0120-228-275**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

- 【投資信託】 フィデリティ・世界割安成長株投信(適格機関投資家専用)
【運用会社】 フィデリティ投信株式会社……………ページ 6
- 【投資信託】 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・
グロース・オポチュニティーズ-2
【運用会社】 アライアンス・バーンスタイン株式会社……………ページ 29
- 【投資信託】 ピムコ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)
【運用会社】 ピムコジャパンリミテッド……………ページ 44
- 【投資信託】 グローバルREIT・オープン(適格機関投資家専用)
【運用会社】 大和アセットマネジメント株式会社……………ページ 54

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

- 【投資信託】 フィデリティ・世界割安成長株投信(適格機関投資家専用)
【運用会社】 フィデリティ投信株式会社……………ページ 74
- 【投資信託】 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・
グロース・オポチュニティーズ-2
【運用会社】 アライアンス・バーンスタイン株式会社……………ページ 80
- 【投資信託】 ピムコ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)
【運用会社】 ピムコジャパンリミテッド……………ページ 89
- 【投資信託】 グローバルREIT・オープン(適格機関投資家専用)
【運用会社】 大和アセットマネジメント株式会社……………ページ 90

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）（以下「ファンド」といいます。）

2 目的および基本的性格

① ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行いません。

② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3 特色

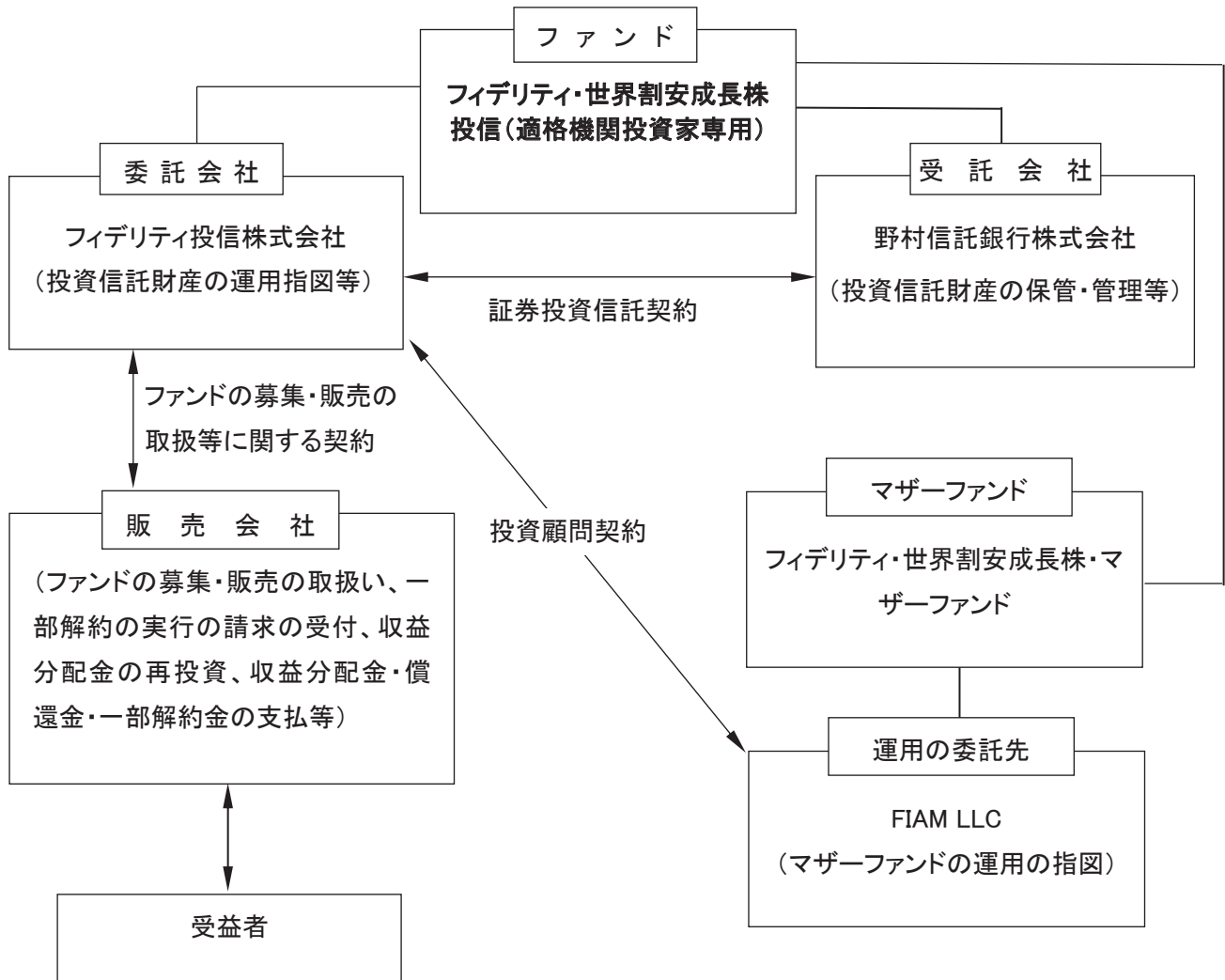
- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運用を目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ*」により、魅力的な投資機会の発掘に注力します。
 - * ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

(1) 投資方針

① 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行いません。

② 運用方法

(a) 投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(b) 投資態度

1. フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行いません。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

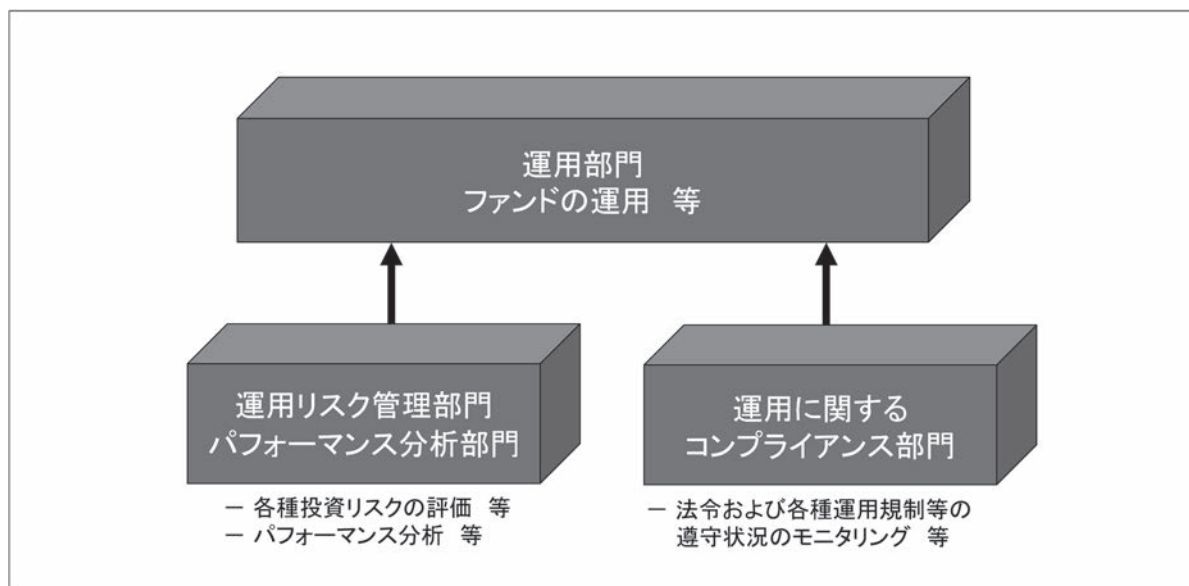
世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行いません。
- ② 株式への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行いません。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行いません。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行いません。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行いません。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行いません。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※「2 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含まれます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

3 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<為替変動リスク>

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<カントリー・リスク>

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<デリバティブ（派生商品）に関する留意点>

ファンドは、ヘッジ目的の場合等に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

<購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点>

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

2 投資制限

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

- ① 株式への実質投資割合*には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑥ 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑦ スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換す

- る取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記1. から2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (b) 上記(a) 1. から2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑩ 有価証券の借入れの指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図を

することができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑪ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 上記(a)の資金借入額は、下記1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑬ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、一般社団法人資

産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

4. 運用状況

1 投資状況(2025年9月30日現在)

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	276,743,712	100.13
内 日本	276,743,712	100.13
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△349,817	△0.13
純資産総額	276,393,895	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況
フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,450,021,769,471	98.43
内 アメリカ	680,051,362,378	46.16
内 日本	173,638,119,610	11.79
内 イギリス	133,894,652,757	9.09
内 カナダ	47,433,651,752	3.22
内 フランス	39,760,334,977	2.70
内 韓国	33,518,590,840	2.28
内 アイルランド	31,587,631,308	2.14
内 スウェーデン	26,296,167,134	1.79
内 スペイン	25,026,776,398	1.70
内 イタリア	24,104,182,537	1.64
内 台湾	22,027,286,575	1.50
内 バミューダ	20,938,978,506	1.42
内 ケイマン諸島	20,187,124,719	1.37
内 ドイツ	17,264,794,021	1.17
内 ギリシャ	16,727,679,292	1.14
内 ノルウェー	16,114,980,154	1.09
内 中国	14,033,338,088	0.95
内 スイス	10,124,460,181	0.69
内 オランダ	10,061,835,779	0.68
内 メキシコ	9,072,889,679	0.62
内 ルクセンブルグ	8,650,070,742	0.59
内 オーストリア	8,510,570,879	0.58
内 オーストラリア	7,826,305,738	0.53
内 ブエルトリコ	5,744,076,546	0.39
内 インド	5,640,932,890	0.38
内 ジャージー	5,584,807,887	0.38
内 ガーンジー	5,423,536,418	0.37

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

内 シンガポール	4,828,864,122	0.33
内 香港	4,708,661,776	0.32
内 ポルトガル	3,666,868,733	0.25
内 ブラジル	3,218,030,898	0.22
内 ベルギー	2,779,922,122	0.19
内 パナマ	2,602,013,702	0.18
内 フィリピン	2,568,772,642	0.17
内 イギリス領バージン諸島	1,778,550,267	0.12
内 イスラエル	1,301,902,283	0.09
内 ポーランド	1,301,291,456	0.09
内 マレーシア	746,481,474	0.05
内 インドネシア	699,732,526	0.05
内 マン島	305,998,451	0.02
内 ニューージーランド	269,541,234	0.02
投資証券	7,471,424,341	0.51
内 アメリカ	5,190,060,568	0.35
内 アイルランド	1,378,268,070	0.09
内 シンガポール	903,095,703	0.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,667,122,867	1.06
純資産総額	1,473,160,316,679	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引（買建）	567,555,020	0.04
内 日本	567,555,020	0.04
為替予約取引（売建）	2,733,256,254	△0.19
内 日本	2,733,256,254	△0.19

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

2 投資資産(2025年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

ア. 主要銘柄の明細

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	株数	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	利率 償還期限	投資 比率
1	フィデリティ・世界割 安成長株・マザーファ ンド	日本・円	親投資信 託受益証 券	72,096,838	3.5242	3.8385	—	100.13%
		日本	—		254,086,372	276,743,712	—	

イ. 種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.13
	小計		100.13
合 計 (対純資産総額比)			100.13

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

ア. 主要銘柄の明細

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	株数	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	利率 償還期 限	投資 比率
1	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ・ドル	株式	1,267,200	11,926.42	12,602.69	—	1.08%
		アメリカ	銀行		15,113,166,884	15,970,131,302	—	
2	TD SYNEX CORP	アメリカ・ドル	株式	577,832	20,249.48	24,715.56	—	0.97%
		アメリカ	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器		11,700,801,496	14,281,446,550	—	
3	PERFORMANCE FOOD GROUP CO	アメリカ・ドル	株式	830,900	12,669.16	15,516.27	—	0.88%
		アメリカ	生活必需品流 通・小売り		10,526,806,958	12,892,471,734	—	

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

4	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	カナダ・ドル カナダ	株式 生活必需品流 通・小売り	1,438,100	7,653.68 11,006,767,130	7,884.61 11,338,861,236	— —	0.77%
5	PG&E CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	4,834,100	2,331.46 11,270,514,653	2,242.13 10,838,694,168	— —	0.74%
6	VONTIER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	1,681,700	5,968.21 10,036,752,557	6,217.22 10,455,513,672	— —	0.71%
7	ELANCO ANIMAL HEALTH INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	3,351,100	1,589.26 5,325,774,312	2,919.53 9,783,659,770	— —	0.66%
8	DCC PLC	イギリス・ポ ンド アイルランド	株式 資本財	1,015,600	10,722.48 10,889,759,828	9,489.35 9,637,386,703	— —	0.65%
9	OVINTIV INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1,568,500	6,747.82 10,583,956,824	6,050.48 9,490,182,899	— —	0.64%
10	TOTALENERGIES SE ADR	アメリカ・ドル フランス	株式 エネルギー	1,030,100	9,069.76 9,342,769,664	9,188.87 9,465,458,695	— —	0.64%
11	SILGAN HOLDINGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	1,477,000	7,914.84 11,690,224,618	6,364.62 9,400,543,740	— —	0.64%
12	STIFEL FINANCIAL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	544,200	16,136.76 8,781,626,204	17,109.28 9,310,875,400	— —	0.63%
13	CRANE NXT CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	956,915	8,776.27 8,398,149,943	9,666.77 9,250,285,252	— —	0.63%
14	LAZARD INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	1,145,094	7,732.94 8,854,943,430	7,908.50 9,055,982,311	— —	0.61%
15	PRIMERICA INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 保険	220,200	41,712.12 9,185,009,232	41,119.16 9,054,440,617	— —	0.61%

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

16	TENET HEALTHCARE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機 器・サービス	291,600	20,075.71 5,854,077,121	29,954.65 8,734,777,689	— —	0.59%
17	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	アメリカ・ドル アメリカ	株式 保険	307,900	29,646.17 9,128,058,318	28,276.77 8,706,420,069	— —	0.59%
18	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機 器・サービス	167,300	72,693.21 12,161,575,284	51,390.39 8,597,613,652	— —	0.58%
19	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	512,500	16,175.61 8,290,001,638	16,766.86 8,593,018,620	— —	0.58%
20	CENOVUS ENERGY INC	カナダ・ドル カナダ	株式 エネルギー	3,336,200	2,338.74 7,802,524,467	2,571.18 8,577,989,065	— —	0.58%
21	SHELL PLC	イギリス・ボン ド イギリス	株式 エネルギー	1,507,811	5,370.20 8,097,257,061	5,388.22 8,124,425,830	— —	0.55%
22	SOPRA STERIA GROUP	ユーロ フランス	株式 ソフトウェア・ サービス	290,200	29,991.11 8,703,421,357	27,984.98 8,121,243,517	— —	0.55%
23	PRIMO BRANDS CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タ バコ	2,405,400	4,551.25 10,947,596,159	3,312.58 7,968,079,932	— —	0.54%
24	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	295,400	23,215.00 6,857,711,133	26,266.89 7,759,241,787	— —	0.53%
25	EAGLE MATERIALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	217,700	35,353.96 7,696,558,839	34,690.52 7,552,128,119	— —	0.51%
26	GSK PLC	イギリス・ボン ド イギリス	株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	2,467,555	2,874.49 7,092,986,845	3,033.87 7,486,252,932	— —	0.51%

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

27	DIAMONDBACK	アメリカ・ドル	株式	349,700	22,635.15	21,376.19	—	0.51%
	ENERGY INC	アメリカ	エネルギー		7,915,515,226	7,475,253,782	—	
28	INCHCAPE PLC	イギリス・ポンド	株式	5,351,178	1,329.82	1,388.02	—	0.50%
		イギリス	一般消費財・サービス流通・小売り		7,116,155,427	7,427,583,291	—	
29	DICKS SPORTING GOODS INC	アメリカ・ドル	株式	220,900	33,275.41	32,735.73	—	0.49%
		アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り		7,350,538,203	7,231,323,728	—	
30	伊藤忠商事	日本・円	株式	856,700	6,195.61	8,426.00	—	0.49%
		日本	卸売業		5,307,783,304	7,218,554,200	—	

イ. 種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.41
		食料品	0.12
		パルプ・紙	0.01
		化学	0.91
		医薬品	0.05
		ガラス・土石製品	0.36
		金属製品	0.38
		機械	0.82
		電気機器	0.94
		輸送用機器	0.19
		精密機器	0.21
		その他製品	0.17
		電気・ガス業	0.37
		陸運業	0.28
		倉庫・運輸関連業	0.12
		情報・通信業	1.48
		卸売業	2.77
		小売業	0.89
		その他金融業	0.26
不動産業	0.25		
サービス業	0.79		
	小計		11.79

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

	外国	エネルギー	5.82
		素材	5.75
		資本財	9.74
		商業・専門サービス	3.41
		運輸	1.23
		自動車・自動車部品	3.67
		耐久消費財・アパレル	5.96
		消費者サービス	1.52
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.85
		生活必需品流通・小売り	2.99
		食品・飲料・タバコ	2.99
		家庭用品・パーソナル用品	0.09
		ヘルスケア機器・サービス	4.28
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.11
		銀行	8.22
		金融サービス	6.65
		保険	4.52
		ソフトウェア・サービス	2.03
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.26
		電気通信サービス	0.08
		公益事業	0.76
		半導体・半導体製造装置	1.62
		メディア・娯楽	0.87
不動産管理・開発	1.24		
	小計		86.64
投資証券	外国	投資証券	0.51
	小計		0.51
合 計（対純資産総額比）			98.94

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	アメリカ・ドル買/円売 2025年10月	買建	1,856,663	277,296,831	276,372,425	0.02%
		イギリス・ポンド買/円売 2025年10月	買建	1,202,350	240,949,024	240,277,361	0.02%
		ユーロ買/円売 2025年10月	買建	290,848	50,874,219	50,741,948	0.00%
		韓国・ウォン買/円売 2025年10月	買建	1,536,100	163,536	163,286	0.00%
		デンマーク・クローネ売/円買 2025年10月	売建	26,386	618,242	616,896	△0.00%
		シンガポール・ドル売/円買 2025年10月	売建	234,884	27,162,066	27,088,383	△0.00%
		カナダ・ドル売/円買 2025年10月	売建	341,410	36,670,909	36,498,053	△0.00%
		スウェーデン・クローナ売/円買 2025年10月	売建	2,865,326	45,472,729	45,212,844	△0.00%
		香港・ドル売/円買 2025年10月	売建	8,726,427	167,372,885	166,907,766	△0.01%
		アメリカ・ドル売/円買 2025年10月	売建	16,505,425	2,456,598,693	2,456,932,312	△0.17%

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たりの 純資産額 (円)(分配落)	1口当たりの 純資産額 (円)(分配付)
第1計算期間末 (2023年2月20日)	12	12	1.0236	1.0236
第2計算期間末 (2024年2月20日)	317	317	1.2850	1.2850
第3計算期間末 (2025年2月20日)	260	260	1.3914	1.3914

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

2024年9月末日	345	—	1.3396	—
10月末日	269	—	1.4001	—
11月末日	268	—	1.4080	—
12月末日	268	—	1.4058	—
2025年1月末日	268	—	1.4245	—
2月末日	251	—	1.3436	—
3月末日	248	—	1.3238	—
4月末日	237	—	1.2581	—
5月末日	251	—	1.3425	—
6月末日	260	—	1.3978	—
7月末日	269	—	1.4614	—
8月末日	275	—	1.4918	—
9月末日	276	—	1.5045	—

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	2.4
第2計算期間	25.5
第3計算期間	8.3
2025年2月21日～ 2025年8月20日	6.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1.財務諸表」については、当監査対象期間(2024年2月21日から2025年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

(1) 貸借対照表

区 分	前監査対象期間	当監査対象期間
	2024年2月20日現在	2025年2月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	317,670,039	260,631,469
未収入金	1,373,694	1,560,774
流動資産合計	319,043,733	262,192,243
資産合計	319,043,733	262,192,243
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	34,435	39,720
未払委託者報酬	1,293,666	1,490,879
その他未払費用	29,907	29,961
流動負債合計	1,358,008	1,560,560
負債合計	1,358,008	1,560,560
純資産の部		
元本等		
元本	247,230,567	187,312,811
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	70,455,158	73,318,872
(分配準備積立金)	53,954,865	44,749,165
元本等合計	317,685,725	260,631,683
純資産合計	317,685,725	260,631,683
負債純資産合計	319,043,733	262,192,243

（２）損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	当監査対象期間 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	60,027,135	30,728,291
営業収益合計	60,027,135	30,728,291
営業費用		
受託者報酬	50,682	89,252
委託者報酬	1,904,717	3,349,482
その他費用	89,095	115,079
営業費用合計	2,044,494	3,553,813
営業利益又は営業損失（△）	57,982,641	27,174,478
経常利益又は経常損失（△）	57,982,641	27,174,478
当期純利益又は当期純損失（△）	57,982,641	27,174,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,055,878	11,936,289
期首剰余金又は期首欠損金（△）	277,181	70,455,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,020,959	28,946,299
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,020,959	28,946,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	769,745	41,320,774
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	769,745	41,320,774
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	70,455,158	73,318,872

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズー2

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人資産運用業協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／株式」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外……目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、3,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特色

①マザーファンドを通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資します。

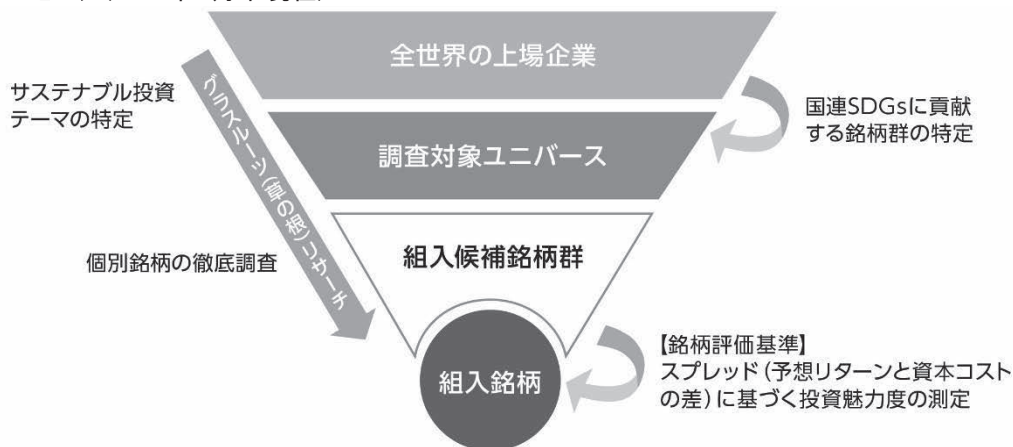
■MSCIワールド・インデックス(配当金込み、円ベース)※をベンチマークとします。

※MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

②成長の可能性が高いと判断されるセクターにおいて、環境や社会志向等の持続可能な成長が見込まれるサステナブル投資テーマに基づき、魅力的な銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

■運用にあたっては、グラスルーツ(草の根)リサーチに基づき、各産業に精通したアナリストによる徹底的な企業調査を実施します。予想リターンと独自に算出する資本コストの差(スプレッド)に基づき、銘柄選定を行います。

＜運用プロセス＞(2025年9月末現在)



個別銘柄のリサーチ

- 各産業に精通した経験豊富なアナリストが徹底した調査を行い、企業の成長性や競争力等を精査します。また、独自の資本コスト算出にあたり、ESG(環境、社会、企業統治(ガバナンス)評価)についても考慮します。
- 各アナリストは、セクター毎に、グローバルに連携をとりながら銘柄を分析しています。

ポートフォリオ構築

- 運用チームがアナリストの調査を基に、現在および将来の投資環境を考慮しながら、ポートフォリオを構築します。
 - 持続的に成長が期待されるセクターやテーマを選定します。
 - 高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。企業の将来の成長性を重視します。
- セクター配分、国別配分などポートフォリオ全体のリスク管理は運用チームが行います。

エンゲージメント



エンゲージメントとは“企業との対話”を意味します。マザーファンドでは、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストが投資先企業の経営陣との継続的な対話を通じ、ESG面も含め、投資先企業の「株主価値」の向上を目指して積極的な提言を行っています。
※議論のテーマは炭素排出量、役員報酬、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(DEI)など、多岐にわたります。
 ※過去のエンゲージメントについては、ABのホームページ(<https://www.alliancebernstein.co.jp/retail/3219.html>)の「ESGエンゲージメント・レポート」をご覧ください。

※上記の内容は2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

③運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。

■運用指図に関する権限委託：株式等の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■委託先（投資顧問会社）：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

※マザーファンドについては、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）が自ら運用の指図を行うほか、副投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

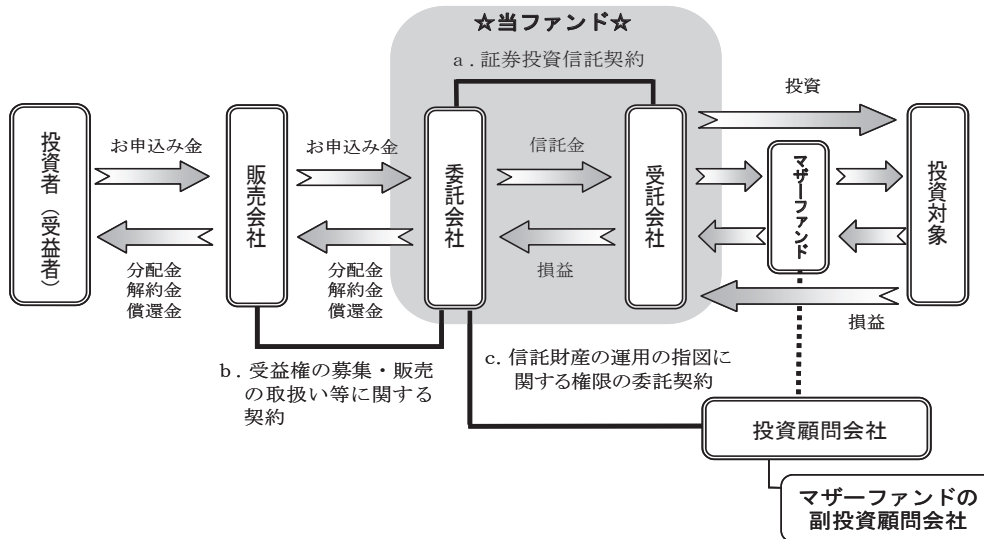
④実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

* 当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

⑤当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

株式会社日本カストディ銀行

- ・信託財産の管理業務等を行います。

<投資顧問会社>

(当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

(マザーファンドの副投資顧問会社)

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図(除く国内余剰資金の運用の指図)を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

マザーファンドについては、投資顧問会社が自ら運用を行うほかに、副投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

※上記の仕組みは、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

- 主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券に投資します。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
- 世界各国の株式の中から成長の可能性が高いと判断される「産業セクター」を選定します。
- 当該「産業セクター」の中からグローバルな視点で調査・分析し、成長性の高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。
- 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

①ファンドの運用体制

委託会社は当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※マザーファンドについては、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投資顧問会社)が自ら運用の指図を行うほか、副投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2025年9月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

- ① 株式への投資割合については、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の15%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑪ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

- ① 株価変動リスク
一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
- ② 為替変動リスク
実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額に影響を受けます。
- ③ 信用リスク
株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。
- ④ カントリー・リスク
発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、エマージング・マーケット(新興国市場)は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度(金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高くなります。
- ⑤ 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。
- ⑥ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、MSCIワールド・インデックス(配当金込み、円ベース)をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。
- ⑧ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

前記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れています。各アナリストのレーティング結果は全社的にモニターし、評価しています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の投資リスク管理体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。))および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、a.からg.までの証券の証券または証書の性質を有するもの
- i. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- j. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- k. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- l. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定め

るものをいいます。)

- m. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- n. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- o. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- p. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- q. 外国の者に対する権利で上記p.の有価証券の性質を有するもの
- r. a.の証券または証書、h.ならびにl.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものおよびj.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、b.からe.までの証券およびh.ならびにl.の証券または証書のうちb.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、i.の証券およびj.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前e.の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記(3)のa.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

2 投資制限

(1) 信託約款による制限

- ① 株式への投資割合
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資する株式等の範囲
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③ 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 新株引受権証券等への投資割合
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証券、私債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の 15% 以内とします。
- ⑤ 同一銘柄への投資割合
 - a. 同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
 - b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
 - c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合
投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限
 - a. デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - b. 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(2) その他信託約款に定める取引の方法と条件

- ① 信用取引の運用指図・目的・範囲
 - a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けを指図することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b. 委託会社が行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を指図するものとします。
- ② 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を指図することができます。予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額について円換算した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。本②において同じ。)の為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図を指図することができます。
 - (イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
 - (ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

④ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

- a. 委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図を指図することができます。
- b. 委託会社は上記 a. による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図を指図することができます。

⑤ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は 2025 年 9 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(2025年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	350,312,734	100.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△713,377	△0.20
合計(純資産総額)		349,599,357	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(2025年9月30日現在)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	808,723,500	2.83
	アメリカ	14,998,866,478	52.55
	カナダ	1,281,054,450	4.48
	ブラジル	768,557,955	2.69
	ドイツ	456,912,687	1.60
	イタリア	720,840,964	2.52
	フランス	494,812,783	1.73
	ルクセンブルク	605,176,744	2.12
	アイルランド	434,761,121	1.52
	イギリス	1,547,129,982	5.42
	スイス	692,585,989	2.42
	ケイマン	1,055,287,874	3.69
	香港	922,006,697	3.23
	シンガポール	867,685,816	3.04
	台湾	819,734,370	2.87
	インド	294,942,217	1.03
	ジャージー	1,146,191,380	4.01
	小計	27,915,271,007	97.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	622,572,028	2.18
合計(純資産総額)		28,537,843,035	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(2025年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グ ローバル・グロース・オポチュニ ティーズ・マザーファンド	48,946,868	6.9545	340,400,994	7.1570	350,312,734	100.20

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.20
合計		100.20

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位 30 銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	15,533	75,937.73	1,179,540,803	76,613.64	1,190,039,794	4.17
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	40,045	25,515.05	1,021,750,353	27,073.82	1,084,171,442	3.79
3	シンガポール	株式	FLEX LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび 機器	101,270	7,933.81	803,457,465	8,568.04	867,685,816	3.04
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	129,000	5,621.31	725,149,635	6,354.53	819,734,370	2.87
5	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび 機器	21,497	31,739.72	682,308,916	37,879.53	814,296,437	2.85
6	ブラジル	株式	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	公益事業	210,963	2,961.22	624,708,530	3,643.09	768,557,955	2.69
7	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	14,880	52,078.22	774,923,974	50,643.02	753,568,150	2.64
8	イタリア	株式	PRYSMIAN SPA	資本財	49,611	11,221.91	556,730,197	14,529.86	720,840,964	2.52
9	ジャージー	株式	APTIV PLC	自動車・自動車部品	56,132	10,272.71	576,628,319	12,769.43	716,774,071	2.51
10	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	14,434	42,908.70	619,344,245	48,817.75	704,635,432	2.46
11	アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	13,621	52,213.70	711,202,873	51,293.62	698,670,485	2.44
12	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	477,200	1,326.66	633,084,777	1,422.31	678,728,957	2.37
13	アメリカ	株式	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび 機器	15,298	48,140.34	736,451,044	44,205.44	676,254,968	2.36
14	アメリカ	株式	VERALTO CORP	商業・専門サービス	42,675	15,202.13	648,751,188	15,644.31	667,620,946	2.33
15	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフ サイエンス	19,767	28,413.74	561,654,557	33,224.06	656,740,010	2.30
16	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	57,616	11,340.18	653,376,364	11,346.14	653,719,479	2.29
17	アメリカ	株式	AECOM	資本財	32,801	16,698.38	547,723,589	19,335.04	634,208,831	2.22
18	ルクセンブルク	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディア・娯楽	5,580	101,597.20	566,912,381	108,454.61	605,176,744	2.12
19	カナダ	株式	CAMECO CORP	エネルギー	47,649	11,475.67	546,804,218	12,574.40	599,157,814	2.09
20	アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,590	354,194.45	563,169,180	372,395.03	592,108,102	2.07
21	イギリス	株式	HALMA PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび 機器	84,453	6,475.46	546,872,361	6,775.25	572,190,526	2.00
22	アメリカ	株式	JEFFERIES FINANCIAL GROUP INC	金融サービス	55,736	8,364.07	466,180,274	9,924.34	553,143,059	1.93
23	アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	28,635	21,276.44	609,250,882	19,242.74	551,015,860	1.93
24	イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融サービス	32,064	21,295.08	682,805,541	16,788.23	538,298,127	1.88
25	アメリカ	株式	TETRA TECH INC	商業・専門サービス	107,083	5,597.88	599,438,641	5,006.83	536,146,848	1.87
26	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	3,660	142,911.40	523,055,727	140,073.74	512,669,918	1.79

27	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	13,863	39,048.24	541,325,840	36,490.48	505,867,635	1.77
28	フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	38,681	11,893.61	460,057,112	12,792.14	494,812,783	1.73
29	アメリカ	株式	PALO ALTO NETWORKS INC	ソフトウェア・サービス	16,191	29,758.13	481,813,954	30,365.56	491,648,860	1.72
30	ケイマン	株式	XIAOMI CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	469,400	1,091.55	512,377,231	1,024.41	480,858,758	1.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	精密機器	1.60
		化学	1.22
	外国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.80
		ソフトウェア・サービス	12.14
		資本財	10.68
		半導体・半導体製造装置	10.36
		金融サービス	9.76
		ヘルスケア機器・サービス	8.68
		商業・専門サービス	7.25
		公益事業	4.98
		一般消費財・サービス流通・小売り	3.25
		食品・飲料・タバコ	2.79
		自動車・自動車部品	2.51
		保険	2.37
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.30
		メディア・娯楽	2.12
		エネルギー	2.09
		銀行	0.82
	小計	97.81	
合計		97.81	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績(2025年9月30日現在)

① 純資産の推移

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期計算期間末 (2016年 8月 1日)	531	531	16,716	16,716
第15期計算期間末 (2017年 7月31日)	641	641	22,409	22,409
第16期計算期間末 (2018年 7月31日)	534	534	24,991	24,991
第17期計算期間末 (2019年 7月31日)	468	468	26,336	26,336
第18期計算期間末 (2020年 7月31日)	372	372	31,302	31,302
第19期計算期間末 (2021年 8月 2日)	485	485	44,389	44,389
第20期計算期間末 (2022年 7月20日)	385	385	43,703	43,703
第21期計算期間末 (2023年 7月20日)	313	313	50,935	50,935
第22期計算期間末 (2024年 7月22日)	359	359	62,482	62,482
第23期計算期間末 (2025年 7月22日)	369	369	62,253	62,253
2024年 9月末日	379	—	59,952	—
10月末日	362	—	63,435	—
11月末日	371	—	62,094	—
12月末日	376	—	62,837	—
2025年 1月末日	377	—	63,183	—
2月末日	345	—	57,756	—
3月末日	323	—	55,147	—
4月末日	311	—	52,975	—
5月末日	342	—	57,599	—
6月末日	359	—	60,458	—
7月末日	373	—	62,904	—
8月末日	356	—	62,674	—
9月末日	349	—	63,927	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第14期計算期間	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	0
第15期計算期間	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	0
第16期計算期間	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	0
第17期計算期間	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	0
第18期計算期間	2019年 8月 1日～2020年 7月31日	0
第19期計算期間	2020年 8月 1日～2021年 8月 2日	0
第20期計算期間	2021年 8月 3日～2022年 7月20日	0
第21期計算期間	2022年 7月21日～2023年 7月20日	0
第22期計算期間	2023年 7月21日～2024年 7月22日	0
第23期計算期間	2024年 7月23日～2025年 7月22日	0

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第14期計算期間	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	△20.7
第15期計算期間	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	34.1
第16期計算期間	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	11.5
第17期計算期間	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	5.4
第18期計算期間	2019年 8月 1日～2020年 7月31日	18.9
第19期計算期間	2020年 8月 1日～2021年 8月 2日	41.8
第20期計算期間	2021年 8月 3日～2022年 7月20日	△1.5
第21期計算期間	2022年 7月21日～2023年 7月20日	16.5
第22期計算期間	2023年 7月21日～2024年 7月22日	22.7
第23期計算期間	2024年 7月23日～2025年 7月22日	△0.4

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

II 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付されております。

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズー2

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第22期 (2024年 7月22日現在)	第23期 (2025年 7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	110,710	37,962
親投資信託受益証券	359,571,091	369,826,340
未収入金	2,000,000	2,000,000
流動資産合計	361,681,801	371,864,302
資産合計	361,681,801	371,864,302
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	93,036	93,278
未払委託者報酬	1,767,573	1,772,257
その他未払費用	55,000	55,000
流動負債合計	1,915,609	1,920,535
負債合計	1,915,609	1,920,535
純資産の部		
元本等		
元本	57,578,896	59,426,005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	302,187,296 146,980,718	310,517,762 128,575,745
元本等合計	359,766,192	369,943,767
純資産合計	359,766,192	369,943,767
負債純資産合計	361,681,801	371,864,302

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第22期 (自 2023年 7月21日 至 2024年 7月22日)	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
営業収益		
受取利息	—	2
有価証券売買等損益	73,581,047	6,450,154
営業収益合計	73,581,047	6,450,156
営業費用		
受託者報酬	179,711	196,536
委託者報酬	3,414,412	3,734,065
その他費用	110,000	110,000
営業費用合計	3,704,123	4,040,601
営業利益又は営業損失(△)	69,876,924	2,409,555
経常利益又は経常損失(△)	69,876,924	2,409,555
当期純利益又は当期純損失(△)	69,876,924	2,409,555
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	12,408,247	△662,297
期首剰余金又は期首欠損金(△)	251,905,717	302,187,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,653,473	54,727,137
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93,653,473	54,727,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	100,840,571	49,468,523
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	100,840,571	49,468,523
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	302,187,296	310,517,762

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2024年7月23日から2025年7月22日までとなっております。

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 取得の対象となる受益証券または投資証券（以下「受益証券等」という。）の名称

ピムコ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）

2 受益証券等の目的および基本的性格ならびに仕組み

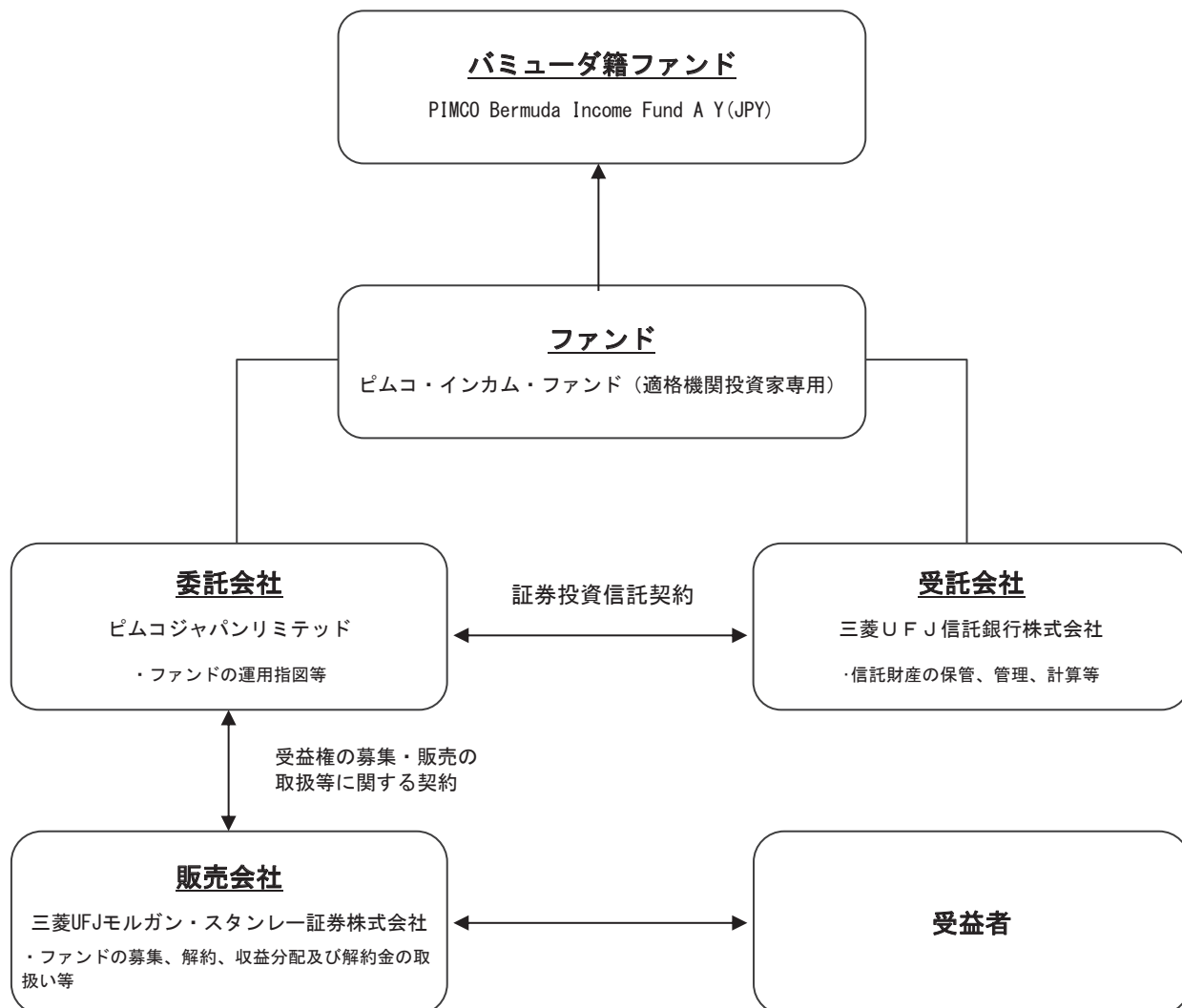
目的および基本的性格

外国投資信託の受益証券（以下「投資信託証券」といいます。）への投資を通じて世界の幅広い種類の公社債等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券およびバンクローン）およびそれらの派生商品等を実質的な投資を行い、安定した利子収益の獲得および信託財産の長期的な成長を目指します。

投資対象とする投資信託証券

バミューダ籍外国投資信託PIMCO Bermuda Income Fund A Y(JPY) 受益証券

仕組み



2. 投資方針および投資リスク

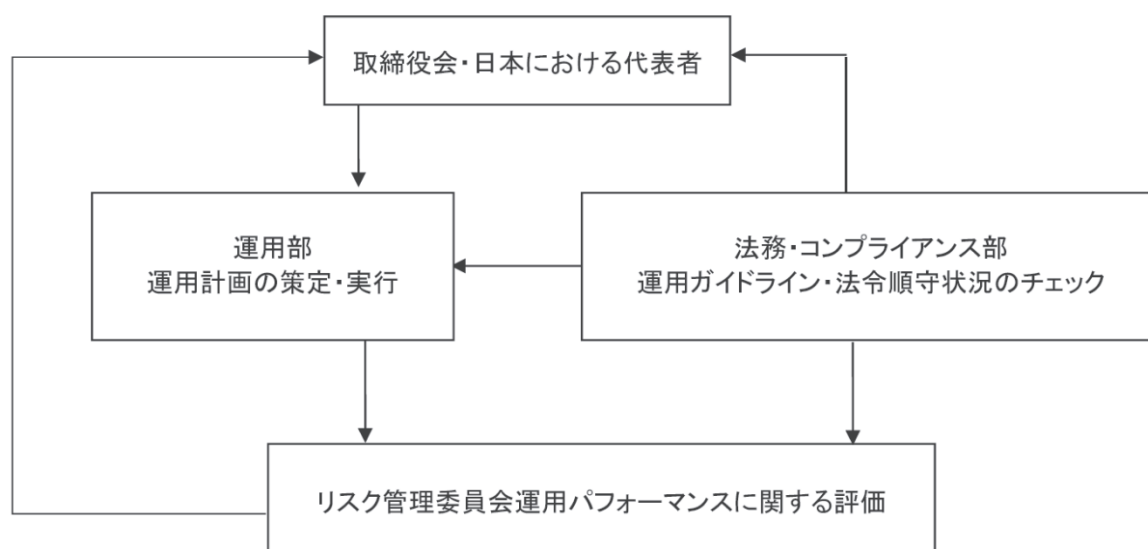
1. 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制および投資制限

<投資方針と主な投資対象>

バミューダ籍の円建て投資信託証券への投資を通じて、世界の幅広い種類の公社債等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券およびバンクローン）およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、安定した利子収益の獲得および信託財産の長期的な成長を目指します。

<運用体制>

委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



- 当社は、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）との間で、以下の連携のもと、運用を行っております。

1. PIMCO の長期・短期経済予測会議

当社を含むPIMCO グループの投資プロフェッショナルが参加し、経済動向を分析。年次で長期経済予測会議、四半期毎に短期経済予測会議を開催し、幅広い視点での経済予測を行います。

2. トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合

シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成されるPIMCO インベストメント・コミッティーが開催され、①で形成されたトップダウンの展望と、各セクター・スペシャリストからのボトムアップの情報の両方を活用しつつ、デュレーション及びイールドカーブ戦略、各セクターへの投資配分、通貨戦略の方向性等を決定します。

3. モデル・ポートフォリオの策定

代表的な各運用戦略のモデル・ポートフォリオについて、当該戦略の運用チームがモデル・ポートフォリオを作成し、PIMCO インベストメント・コミッティーより承認を受けます。

4. 各ポートフォリオの構築

モデル・ポートフォリオと、各ポートフォリオのガイドラインに沿い、最適なポートフォリオを構築します。

5. リスク管理

全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。

<主な投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券以外への投資は、約款第16条および第17条の範囲で行います。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建て資産への直接投資は行いません。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針、投資対象と投資制限

《投資方針と主な投資対象》

- ・ PIMCO Bermuda Income Fund (M)（以下「マスター・ファンド」といいます。）への投資を通じて、通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。
- ・ 国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン为主要投資対象とします。

《主な投資制限》

以下はマスター・ファンドについての記載です。

- ・ 投資適格未満の公社債への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。
- ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として0～8年の範囲で調整します。
- ・ 米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の10%以内で持つことができます。
- ・ 新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。

2. 受益証券等の投資リスク

当ファンドは、投資対象とする投資信託証券を通じて主要国の債券に幅広く投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きするため、当ファンドの基準価額も変動し、損失を被ることがあります。従って、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資対象とする投資信託証券が有する主なリスクは以下の通りです。（以下本項では投資信託証券 PIMCO Bermuda Income Fund A Y(JPY)をファンドといいます。）

- 市場リスク
 - ＜価格変動リスク＞

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受けます。組入公社債等の価格の下落は受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。
 - ＜為替変動リスク＞

米ドル売り、円買いの為替取引により為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替取引を行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。
- 信用リスク

組入有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
- 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
- カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。
- 期限前償還リスク

マスター・ファンドは、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン等の期限前償還リスクを伴う債券等へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン等の債券等の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券等に再投資せざるを得ない可能性があります。

マスター・ファンドは、格付の低い公社債等も投資対象としており、格付の高い公社債等への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。
- 金利リスク

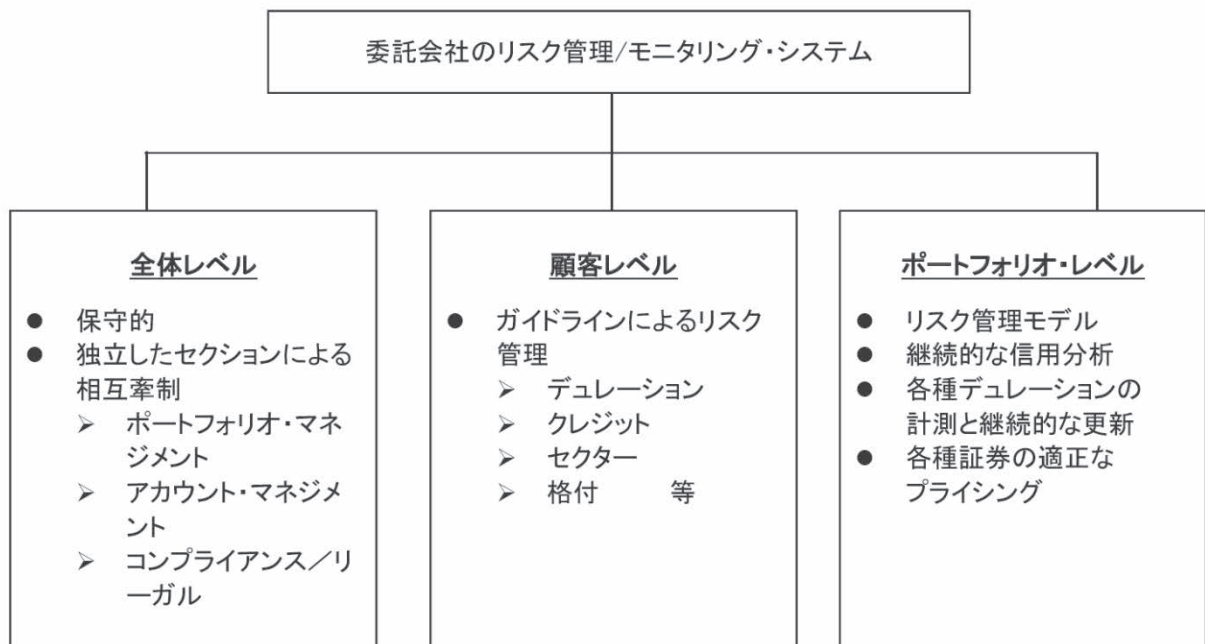
金利リスクは、金利の上昇によりマスター・ファンドのポートフォリオ内の債券、有配当の株券およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクです。名目金利が上昇すると、マスター・ファンドが保有する特定の特定利付証券の価格が下落する傾向があります。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができます。比較的長期の残存期間を有する特定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する債券よりも変動しやすくなります。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落します。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の特定利付証券と比べ、大きな損失を被る可能性があります。
- デリバティブ・リスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、コールリスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、不適切な評価のリスクおよびデリバティブ商品の価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるのではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に当該戦略が成功するという保証はありません。

- レバレッジ・リスク
レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもあります。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもあります。
- マネジメント・リスク
マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされます。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用しますが、これらが望まれる結果を生むとの保証はありません。
- 市場混乱リスク
ファンドおよびマスター・ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱（戦争、テロリズム、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動もしくは外交情勢、公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック（世界的大流行）およびエピソード（流行）等）ならびに自然／環境災害等から生じるものを含みますがこれらに限りません。）に関連するオペレーショナル・リスクを負い、これら全てが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、ファンドおよびマスター・ファンドの評価額が低下するおそれがあります。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネジメント本部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。



3. 運用状況

1 投資状況（2025年12月1日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
外国投資信託受益証券	バミューダ諸島	19,897,276	98.0%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		401,597	2.0%
合計（純資産総額）		20,298,873	100.0%

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2. 投資資産（2025年12月1日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

国/地域	バミューダ諸島
種類	投資信託受益証券
銘柄名	PIMCO Bermuda Income Fund A Y(JPY)
数量（口）	2,596.200
帳簿価額単価（円）	7,664
帳簿価額金額（円）	19,897,276
評価単価（円）	7,664
評価額（円）	19,897,276
投資比率	98.0%

（注）上記は2025年12月1日現在の投資資産に関するご説明のため、その時点の外国有価証券を開示させていただきます。

種類別投資比率

種類	投資比率
投資信託受益証券	98.0%

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他不動産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円)	1口当たり純資産額(円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2023年11月30日現在)	42	42	9,402	9,402
2期	(2024年12月2日現在)	35	35	9,540	9,540
3期	(2025年12月1日現在)	20	20	9,866	9,866

②分配金の推移

期	計算期間	1口当たり税込み 分配金(円)
1期	自 2022年11月22日	0
	至 2023年11月30日	
2期	自 2022年12月1日	0
	至 2024年12月2日	
3期	自 2024年12月3日	0
	至 2025年12月1日	

③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
1期	自 2022年11月22日	-5.98%
	至 2023年11月30日	
2期	自 2022年12月1日	1.47%
	至 2024年12月2日	
3期	自 2024年12月3日	3.42%
	至 2025年12月1日	

Ⅱ 財務ハイライト情報

(1) 貸借対照表

科目	期別	第 2 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 3 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		-	-
コールローン		475,835	401,594
投資信託受益証券		34,909,503	19,897,276
未収利息		1	3
流動資産合計		35,385,339	20,298,873
資産合計		35,385,339	20,298,873
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		4,100	2,537
未払委託者報酬		183,491	114,092
その他未払費用		235,806	233,258
流動負債合計		423,397	349,887
負債合計		423,397	349,887
純資産の部			
元本等			
元本		36,646,292	20,219,811
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△ 1,684,350	△ 270,825
(分配準備積立金)		477,122	921,775
元本等合計		34,961,942	19,948,986
純資産合計		34,961,942	19,948,986
負債・純資産合計		35,385,339	20,298,873

(2) 損益および剰余金計算書

科目	期別	第 2 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	第 3 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		709,688	824,508
受取利息		54	814
有価証券売買等損益		749,134	780,265
営業収益合計		1,458,876	1,605,587
営業費用			
受託者報酬		8,356	5,781
委託者報酬		374,220	258,441
その他費用		466,400	466,400
営業費用合計		848,976	730,622
営業利益又は営業損失（△）		609,900	874,965
経常利益又は経常損失（△）		609,900	874,965
当期純利益又は当期純損失（△）		609,900	874,965
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		111,683	216,445
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△ 2,643,930	△ 1,684,350
剰余金増加額又は欠損金減少額		520,736	755,005
（当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額）		520,736	755,005
剰余金減少額又は欠損金増加額		59,373	-
（当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額）		59,373	-
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△ 1,684,350	△ 270,825

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

グローバル REIT・オープン(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の不動産投資信託に投資することにより、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	グローバル(除く日本)
	投資対象資産(収益の源泉)	不動産投信
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(不動産投信))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル(除く日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(アドレス <https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

3 特色

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）に投資することにより、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。

③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 90%程度以上に維持することを基本とします。

⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行ないます。

⑥ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行ないます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

4 仕組み

受益者	お申込者	
収益分配金(注1)、償還金など↑↓お申込金(※5)		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※5)		
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 など
↓運用指図 ↑↓※2 損益↑↓信託金(※5)		
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券 など(ファミリーファンド方式で運用を行ないます。なお、マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク(投資顧問会社)(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します。)	

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク(投資顧問会社)は、委託会社との間の運用委託契約(※3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないません(※4)。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行いません

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）に投資することにより、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行いません。
- ◆ マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
 - ハ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 90%程度以上に維持することを基本とします。
- ◆ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

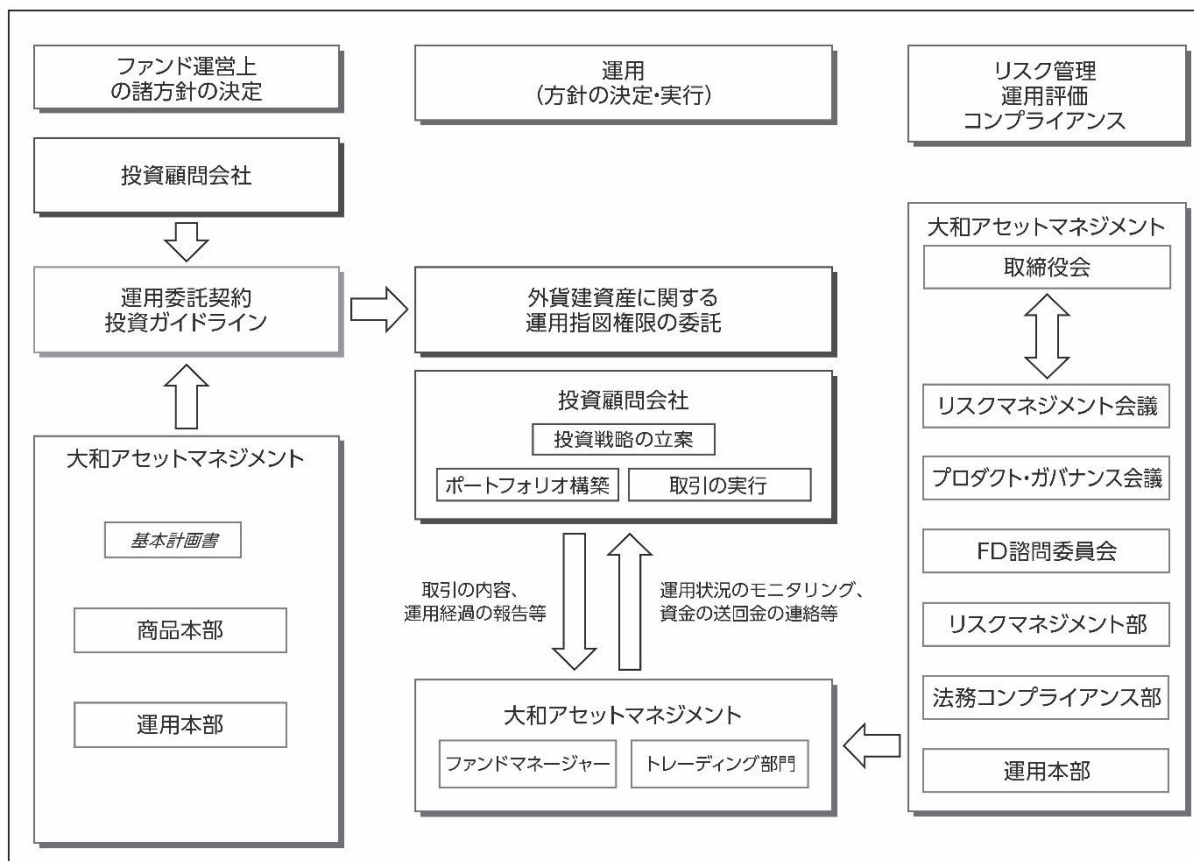
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

- ① 主として、海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資することにより、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行いません。
- ② イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
 ハ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

2 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制（マザーファンドにかかるものを含みます。）は、以下のとおりとなっています。



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、マザーファンドでは、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

ニ. リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

1. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

3. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

② 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

③ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2025年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

- 1) 株式への直接投資は、行ないません。
- 2) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4 投資リスクについて

<価額変動リスク>

当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

- イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
 - ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
 - ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ. リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
 - ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ. マザーファンドにおける不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。また、当ファンドにおけるマザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。このため、当ファンドの基準価額は、海外のリート市場の変動の影響を大きく受けます。
- ホ. 組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

- イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
- ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

- イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<換金性等が制限される場合>

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ①金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。
- ②ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

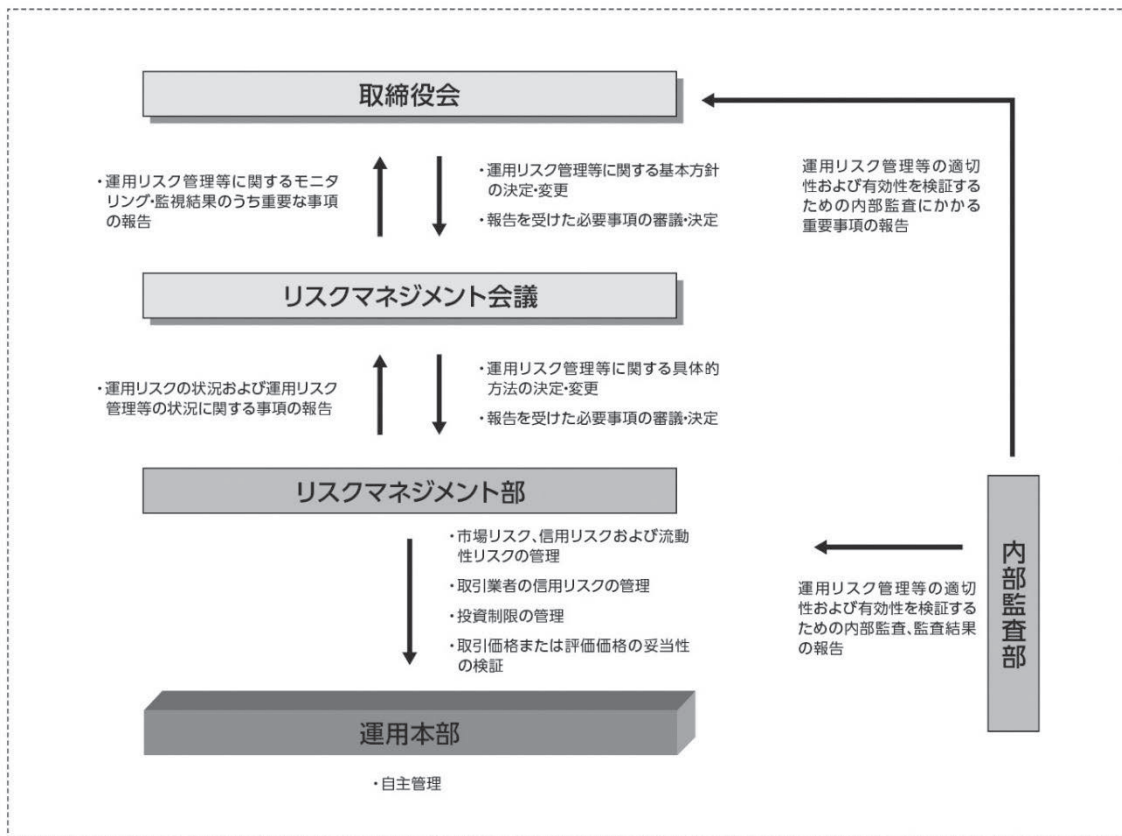
<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲②⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・グローバルREIT・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 投資制限

① マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます

④ 投資する株式等の範囲(信託約款)

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができますものとします。

⑤ 信用取引等(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。

ロ. 前イの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券。

⑥ 先物取引等(信託約款)

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法

第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。))の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。))に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品

の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦ スワップ取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハにおいてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の

割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホにおいてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 有価証券の貸付け(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外

国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イの予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロにおいてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

二. 第ロの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするもの

とします。

⑬ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

グローバルREIT・オープン（適格機関投資家専用）

1 投資状況（2025年9月16日現在）

■投資信託財産の構成

2025年9月16日現在

項目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	千円 3,944	% 99.4
コール・ローン等、その他	25	0.6
投資信託財産総額	3,969	100.0

(注1) 評価額の単位未満は切捨て。

(注2) 外貨建資産は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。なお、9月16日における邦貨換算レートは、1アメリカ・ドル=147.53円、1カナダ・ドル=107.09円、1オーストラリア・ドル=98.36円、1香港ドル=18.96円、1シンガポール・ドル=115.14円、1ニュージーランド・ドル=87.96円、1イギリス・ポンド=200.64円、1ユーロ=173.42円です。

(注3) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおいて、当期末における外貨建純資産（94,324,684千円）の投資信託財産総額（94,816,414千円）に対する比率は、99.5%です。

2 投資資産（2025年9月16日現在）

■組入資産明細表

親投資信託残高

種類	期 首 当 期 末		
	口 数	口 数	評 価 額
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	千口 808	千口 802	千円 3,944

(注) 単位未満は切捨て。

3 運用実績（2025年9月16日現在）

決 算 期	基 準 価 額			S&P先進国REIT指数 (除く日本、税引後 配当込み、円換算)		投 資 証 券 組 入 比 率	純 資 産 額
	(分配落)	税 込 金 分 配	期 中 騰 落 率	(参考指数)	期 中 騰 落 率		
1 期末(2023年9月15日)	円 10,381	円 0	% 3.8	10,452	% 4.5	% 97.8	百万円 3
2 期末(2024年9月17日)	12,574	0	21.1	12,472	19.3	97.5	3
3 期末(2025年9月16日)	13,164	0	4.7	12,724	2.0	98.7	3

(注1) 基準価額の騰落率は分配金込み。

(注2) S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、米ドルベース）をもとに円換算し、当ファンド設定日を10,000として大和アセットマネジメントが計算したものです。

(注3) 海外の指数は、基準価額への反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。

(注4) 指数値は、指数提供会社により過去に遡って修正される場合があります。上記の指数は直近で知り得るデータを使用しております。

(注5) 組入比率は、マザーファンドの組入比率を当ファンドベースに換算したものを含みます。

（参考）マザーファンドの運用状況

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況（2025年9月16日現在）

■投資信託財産の構成

2025年9月16日現在

項 目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
投資証券	千円 93,326,755	% 98.4
コール・ローン等、その他	1,489,658	1.6
投資信託財産総額	94,816,414	100.0

(注1) 評価額の単位未満は切捨て。

(注2) 外貨建資産は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。なお、9月16日における邦貨換算レートは、1アメリカ・ドル=147.53円、1カナダ・ドル=107.09円、1オーストラリア・ドル=98.36円、1香港ドル=18.96円、1シンガポール・ドル=115.14円、1ニュージーランド・ドル=87.96円、1イギリス・ポンド=200.64円、1ユーロ=173.42円です。

(注3) 当期末における外貨建純資産（94,324,684千円）の投資信託財産総額（94,816,414千円）に対する比率は、99.5%です。

(2) 投資資産（2025年9月16日現在）

■組入資産明細表
外国投資証券

銘柄	期首		期末	
	口数	口数	評価金額	邦貨換算金額
(シンガポール)	千口	千口	千アメリカ・ドル	千円
DIGITAL CORE REIT UNITS (アメリカ)	14,598.956	13,189.556	6,924	1,021,573
AVALONBAY COMMUNITIES INC	17.135	-	-	-
SIMON PROPERTY GROUP INC	75.513	67.518	12,407	1,830,420
BXP INC	24.307	78.627	6,117	902,583
SBA COMMUNICATIONS CORP	-	9.251	1,832	270,298
EQUINIX INC	17.759	16.068	12,720	1,876,686
AMERICAN TOWER CORP	29.424	-	-	-
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	20.057	34.464	3,421	504,837
HOST HOTELS & RESORTS INC	674.341	583.77	10,309	1,520,942
KIMCO REALTY CORP	392.143	489.838	10,942	1,614,417
HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	492.657	456.611	8,250	1,217,264
INVITATION HOMES INC	505.457	601.885	17,845	2,632,804
LAMAR ADVERTISING CO-A	48.372	59.679	7,623	1,124,679
AMERICOLD REALTY TRUST	192.435	113.474	1,548	228,512
VICI PROPERTIES INC	321.702	148.796	4,922	726,167
VENTAS INC	23.092	-	-	-
CARETRUST REIT INC	-	129.44	4,433	654,047
WEYERHAEUSER CO	209.352	213.512	5,299	781,815
CROWN CASTLE INTL CORP	99.76	160.507	15,018	2,215,699
LINEAGE INC	42.135	-	-	-
CURLINE PROPERTIES	85.659	101.966	2,289	337,716
IRON MOUNTAIN INC	91.202	115.605	11,539	1,702,450
SUN COMMUNITIES INC	105.648	74.831	9,627	1,420,382
PROLOGIS INC	191.64	196.118	22,410	3,306,206
EASTGROUP PROPERTIES INC	32.791	28.536	4,758	701,961
ESSEX PROPERTY TRUST INC	25.475	46.668	12,349	1,821,959
WELLTOWER INC	231.731	224.255	37,881	5,588,606
HIGHWOODS PROPERTIES INC	86.91	91.834	2,957	436,389
KILROY REALTY CORP	25.918	146.069	6,368	939,560
MID-AMERICA APARTMENT COMM	-	17.147	2,411	355,700
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	29.838	98.611	5,994	884,377
REALTY INCOME CORP	117.18	145.415	8,756	1,291,904
PUBLIC STORAGE	44.112	26.472	7,585	1,119,135
UDR INC	285.002	205.639	7,764	1,145,559
AGREE REALTY CORP	84.619	87.698	6,398	943,962
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	214.263	124.047	5,295	781,254
DIGITAL REALTY TRUST INC	155.73	161.747	28,312	4,176,898
EXTRA SPACE STORAGE INC	109.409	104.627	15,038	2,218,561
アメリカ・ドル 通貨計	19,701.724 口数、金額 銘柄数<比率>	18,350.281 35銘柄 34銘柄	327,359	48,295,343 <51.1%>
(カナダ)	千口	千口	千カナダ・ドル	千円
DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	551.925	518.468	6,532	699,586
FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	256.854	345.093	6,725	720,272
カナダ・ドル 通貨計	808.779 口数、金額 銘柄数<比率>	863.561 2銘柄 2銘柄	13,258	1,419,859 <1.5%>
(オーストラリア)	千口	千口	千オーストラリア・ドル	千円
NATIONAL STORAGE REIT	3,164.841	2,136.244	5,191	510,593
SCENTRE GROUP	5,917.253	5,994.75	25,177	2,476,503

銘柄	期首		期末	
	口数	口数	評価金額	邦貨換算金額
MIRVAC GROUP	8,368.572	6,504.688	15,481	1,522,726
STOCKLAND	5,044.458	4,401.462	28,125	2,766,408
GOODMAN GROUP	2,454.999	2,185.956	74,956	7,372,714
CHARTER HALL GROUP	1,280.47	856.802	19,894	1,956,866
INGENIA COMMUNITIES GROUP	2,646.306	1,975.465	11,121	1,093,946
オーストラリア・ドル 通貨計	28,876.899 口数、金額 銘柄数<比率>	24,055.367 7銘柄 7銘柄	179,948	17,699,760 <18.7%>
(香港)	千口	千口	千香港ドル	千円
LINK REIT	3,444.292	2,914.592	122,471	2,322,053
香港ドル 通貨計	3,444.292 口数、金額 銘柄数<比率>	2,914.592 1銘柄 1銘柄	122,471	2,322,053 <2.5%>
(シンガポール)	千口	千口	千シンガポール・ドル	千円
CAPITALAND INTEGRATED COMMER	10,051.1	9,484.4	22,098	2,544,438
MAPLETREE LOGISTICS TRUST	-	2,798.6	3,526	406,010
KEPPEL REIT	-	4,007.2	4,047	466,002
FRASERS CENTREPOINT TRUST	2,413.7	2,771.139	6,595	759,384
PARKWAYLIFE REAL ESTATE	4,242.667	1,815.177	7,950	915,417
シンガポール・ドル 通貨計	16,707.467 口数、金額 銘柄数<比率>	20,876.516 5銘柄 5銘柄	44,217	5,091,254 <5.4%>
(ニュージーランド)	千口	千口	千ニュージーランド・ドル	千円
GOODMAN PROPERTY TRUST	4,489.534	3,176.038	6,828	600,633
ニュージーランド・ドル 通貨計	4,489.534 口数、金額 銘柄数<比率>	3,176.038 1銘柄 1銘柄	6,828	600,633 <0.6%>
(イギリス)	千口	千口	千イギリス・ポンド	千円
HAMMERSON REIT PLC	-	196.483	563	113,142
ASSURA PLC	7,102.853	-	-	-
SHAFTESBURY CAPITAL PLC	-	945.738	1,334	267,741
TARGET HEALTHCARE REIT PLC	-	2,072.233	1,956	392,489
SUPERMARKET INCOME REIT PLC	-	1,841.519	1,449	290,782
URBAN LOGISTICS REIT PLC	1,092.393	-	-	-
LAND SECURITIES GROUP PLC	1,413.802	1,199.032	6,642	1,332,778
SEGRO PLC	1,154.173	820.799	5,175	1,038,504
UNITE GROUP PLC/THE	-	294.73	2,111	423,699
BRITISH LAND CO PLC	-	342.112	1,158	232,419
GREAT PORTLAND ESTATES PLC	-	670.024	2,036	408,678
SAFESTORE HOLDINGS PLC	452.421	235.177	1,485	297,979
BIG YELLOW GROUP PLC	441.238	361.077	3,332	668,681
LONDONMETRIC PROPERTY PLC	5,270.362	4,195.975	7,552	1,515,384
TRITAX BIG BOX REIT PLC	6,480.476	4,894.366	6,842	1,372,843
イギリス・ポンド 通貨計	23,407.718 口数、金額 銘柄数<比率>	18,069.265 13銘柄 13銘柄	41,642	8,355,124 <8.8%>
ユーロ (オランダ)	千口	千口	千ユーロ	千円
EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	-	60.18	1,558	270,303
国小計	- 口数、金額 銘柄数<比率>	60.18 1銘柄 1銘柄	1,558	270,303 <0.3%>
ユーロ (ベルギー)	千口	千口	千ユーロ	千円
AEDIFICA	115.023	117.644	7,440	1,290,415
WAREHOUSES DE PAUW SCA	208.695	202.879	4,301	745,885

グローバルREIT・オープン（適格機関投資家専用）

銘柄	期首		期末	
	□数	□数	評価額	
			外貨建金額	邦貨換算金額
XIOR STUDENT HOUSING NV	千口 103.21	千口 88.555	千ユーロ 2,581	千円 447,662
国小計	□数、金額 426,928 銘柄数<比率> 3銘柄	□数、金額 409,078 銘柄数 3銘柄	14,323	2,483,963 < 2.6%>
ユーロ（フランス）	千口	千口	千ユーロ	千円
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	169,711	127,784	11,523	1,998,415
GECINA SA	26,918	37,606	3,235	561,186
KLEPIERRE	425,011	394,505	13,192	2,287,799
MERCIALYS	399,509	253,199	2,759	478,616
国小計	□数、金額 1,021,149 銘柄数<比率> 4銘柄	□数、金額 813,094 銘柄数 4銘柄	30,711	5,326,018 < 5.6%>
ユーロ（スペイン）	千口	千口	千ユーロ	千円
MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	656,113	533,492	6,887	1,194,409
国小計	□数、金額 656,113 銘柄数<比率> 1銘柄	□数、金額 533,492 銘柄数 1銘柄	6,887	1,194,409 < 1.3%>
ユーロ（その他）	千口	千口	千ユーロ	千円
SHURGARD SELF STORAGE LTD	67,897	48,299	1,545	268,032
国小計	□数、金額 67,897 銘柄数<比率> 1銘柄	□数、金額 48,299 銘柄数 1銘柄	1,545	268,032 < 0.3%>
ユーロ通貨計	□数、金額 2,172,087 銘柄数<比率> 9銘柄	□数、金額 1,864,143 銘柄数 10銘柄	55,026	9,542,727 <10.1%>
合計	□数、金額 99,608.5 銘柄数<比率> 66銘柄	□数、金額 90,169.763 銘柄数 73銘柄	-	93,326,755 <98.8%>

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。

(注2) < >内は純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 評価額の単位未満は切捨て。

II 財務ハイライト情報

(1) 貸借対照表

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年9月16日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	3,969,626円
コール・ローン等	25,074
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド(評価額)	3,944,552
(B) 負債	20,327
未払信託報酬	20,144
その他未払費用	183
(C) 純資産総額(A - B)	3,949,299
元本	3,000,000
次期繰越損益金	949,299
(D) 受益権総口数	3,000,000口
1万口当り基準価額(C / D)	13,164円

*期首における元本額は3,000,000円、当作成期間中における追加設定元本額は0円、同解約元本額は0円です。

*当期末の計算口数当りの純資産額は13,164円です。

(2) 損益及び剰余金計算書

■損益の状況

当期 自2024年9月18日 至2025年9月16日

項 目	当 期
(A) 有価証券売買損益	218,078円
売買益	218,361
売買損	△ 283
(B) 信託報酬等	△ 40,843
(C) 当期損益金(A + B)	177,235
(D) 前期繰越損益金	772,064
(E) 合計(C + D)	949,299
次期繰越損益金(E)	949,299
分配準備積立金	949,299

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示していません。

(注2) 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用：17,152円（未監査）

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する重要な事項】

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022年11月22日 ファンドの募集開始

2022年11月25日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、当監査対象期間（2024年2月21日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鶴見 将史

監査意見

当監査法人は、フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）の2024年2月21日から2025年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）の2025年2月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

区 分	前監査対象期間 2024年2月20日現在	当監査対象期間 2025年2月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	317,670,039	260,631,469
未収入金	1,373,694	1,560,774
流動資産合計	319,043,733	262,192,243
資産合計	319,043,733	262,192,243
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	34,435	39,720
未払委託者報酬	1,293,666	1,490,879
その他未払費用	29,907	29,961
流動負債合計	1,358,008	1,560,560
負債合計	1,358,008	1,560,560
純資産の部		
元本等		
元本	247,230,567	187,312,811
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	70,455,158	73,318,872
（分配準備積立金）	53,954,865	44,749,165
元本等合計	317,685,725	260,631,683
純資産合計	317,685,725	260,631,683
負債純資産合計	319,043,733	262,192,243

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	当監査対象期間 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	60,027,135	30,728,291
営業収益合計	60,027,135	30,728,291
営業費用		
受託者報酬	50,682	89,252
委託者報酬	1,904,717	3,349,482
その他費用	89,095	115,079

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

区 分	前監査対象期間 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	当監査対象期間 自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日
	金額(円)	金額(円)
営業費用合計	2,044,494	3,553,813
営業利益又は営業損失（△）	57,982,641	27,174,478
経常利益又は経常損失（△）	57,982,641	27,174,478
当期純利益又は当期純損失（△）	57,982,641	27,174,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,055,878	11,936,289
期首剰余金又は期首欠損金（△）	277,181	70,455,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,020,959	28,946,299
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,020,959	28,946,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	769,745	41,320,774
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	769,745	41,320,774
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	70,455,158	73,318,872

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項 目	前監査対象期間 2024年 2月20日現在	当監査対象期間 2025年 2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	11,754,864 円	247,230,567 円
期中追加設定元本額	263,179,030 円	78,053,692 円
期中一部解約元本額	27,703,327 円	137,971,448 円
2. 受益権の総数	247,230,567 口	187,312,811 口
3. 1口当たり純資産額	1.2850 円	1.3914 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前監査対象期間 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	当監査対象期間 自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.41%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

前監査対象期間 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	当監査対象期間 自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日
<p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,781,860円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（50,144,903円）、信託約款に規定される収益調整金（16,500,293円）及び分配準備積立金（28,102円）より分配対象収益は70,455,158円（1口当たり0.284978円）ですが、分配は行っておりません。</p>	<p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（5,125,270円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,112,919円）、信託約款に規定される収益調整金（28,569,707円）及び分配準備積立金（29,510,976円）より分配対象収益は73,318,872円（1口当たり0.391425円）ですが、分配は行っておりません。</p>

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 上記以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

フィデリティ・世界割安成長株投信（適格機関投資家専用）

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前監査対象期間 2024年2月20日現在	当監査対象期間 2025年2月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	55,568,437	17,748,751
合 計	55,568,437	17,748,751

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド	73,898,174	260,631,469	
親投資信託受益証券	合計	73,898,174	260,631,469	
合計		73,898,174	260,631,469	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2025年9月30日現在)

I 資産総額	276,743,712 円
II 負債総額	349,817 円
III 純資産総額 (I - II)	276,393,895 円
IV 発行済数量	183,709,025 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.5045 円

III 設定および解約の実績

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 計算期間	11,754,864	0	11,754,864
第2 計算期間	263,179,030	27,703,327	247,230,567
第3 計算期間	78,053,692	137,971,448	187,312,811
2025年2月21日～ 2025年8月20日	1,450,407	4,347,561	184,415,657

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2002年9月30日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第23期（2024年7月23日から2025年7月22日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズー2の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズー2の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズー2

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第22期 (2024年 7月22日現在)	第23期 (2025年 7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	110,710	37,962
親投資信託受益証券	359,571,091	369,826,340
未収入金	2,000,000	2,000,000
流動資産合計	361,681,801	371,864,302
資産合計	361,681,801	371,864,302
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	93,036	93,278
未払委託者報酬	1,767,573	1,772,257
その他未払費用	55,000	55,000
流動負債合計	1,915,609	1,920,535
負債合計	1,915,609	1,920,535
純資産の部		
元本等		
元本	57,578,896	59,426,005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	302,187,296	310,517,762
(分配準備積立金)	146,980,718	128,575,745
元本等合計	359,766,192	369,943,767
純資産合計	359,766,192	369,943,767
負債純資産合計	361,681,801	371,864,302

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第22期 (自 2023年 7月21日 至 2024年 7月22日)	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
営業収益		
受取利息	—	2
有価証券売買等損益	73,581,047	6,450,154
営業収益合計	73,581,047	6,450,156
営業費用		
受託者報酬	179,711	196,536
委託者報酬	3,414,412	3,734,065
その他費用	110,000	110,000
営業費用合計	3,704,123	4,040,601
営業利益又は営業損失 (△)	69,876,924	2,409,555
経常利益又は経常損失 (△)	69,876,924	2,409,555
当期純利益又は当期純損失 (△)	69,876,924	2,409,555
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額 (△)	12,408,247	△662,297
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	251,905,717	302,187,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,653,473	54,727,137
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93,653,473	54,727,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	100,840,571	49,468,523
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	100,840,571	49,468,523
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	302,187,296	310,517,762

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2024年7月23日から 2025年7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第22期 (自 2023年 7月21日 至 2024年 7月22日)	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第22期 (2024年 7月22日現在)	第23期 (2025年 7月22日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 57,578,896口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 59,426,005口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,248円 (10,000口当たり純資産額 62,482円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,225円 (10,000口当たり純資産額 62,253円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 (自 2023年 7月21日 至 2024年 7月22日)	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第22期 (自 2023年 7月21日 至 2024年 7月22日)	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第22期 (2024年 7月22日現在)	第23期 (2025年 7月22日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左</p> <p>② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第22期 (自 2023年 7月21日 至 2024年 7月22日)	第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。</p>	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第23期 (自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日)
<p>該当事項はありません。</p>

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第22期 (2024年 7月22日現在)	第23期 (2025年 7月22日現在)
期首元本額	61,537,778円	期首元本額 57,578,896円
期中追加設定元本額	20,496,548円	期中追加設定元本額 11,402,894円
期中一部解約元本額	24,455,430円	期中一部解約元本額 9,555,785円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第22期 (2024年 7月22日現在)	第23期 (2025年 7月22日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	60,038,985	6,907,622
合計	60,038,985	6,907,622

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式(2025年 7月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年 7月22日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	53,176,462	369,826,340	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	53,176,462	369,826,340 100.0%	
合計				369,826,340	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書 (2025年9月30日現在)

I 資産総額	364,667,702 円
II 負債総額	15,068,345 円
III 純資産総額 (I - II)	349,599,357 円
IV 発行済口数	54,686,870 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.3927 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書 (2025年9月30日現在)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

I 資産総額	28,643,384,628 円
II 負債総額	105,541,593 円
III 純資産総額 (I - II)	28,537,843,035 円
IV 発行済口数	3,987,401,037 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	7.1570 円

III 設定および解約の実績

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第14期計算期間	2015年8月1日~2016年8月1日	3,950,079	66,277,893	317,939,270
第15期計算期間	2016年8月2日~2017年7月31日	2,611,357	34,348,296	286,202,331
第16期計算期間	2017年8月1日~2018年7月31日	14,045,538	86,434,070	213,813,799
第17期計算期間	2018年8月1日~2019年7月31日	11,497,946	47,468,828	177,842,917
第18期計算期間	2019年8月1日~2020年7月31日	6,836,107	65,592,436	119,086,588
第19期計算期間	2020年8月1日~2021年8月2日	23,765,488	33,423,335	109,428,741
第20期計算期間	2021年8月3日~2022年7月20日	26,200,405	47,350,749	88,278,397
第21期計算期間	2022年7月21日~2023年7月20日	5,482,186	32,222,805	61,537,778
第22期計算期間	2023年7月21日~2024年7月22日	20,496,548	24,455,430	57,578,896
第23期計算期間	2024年7月23日~2025年7月22日	11,402,894	9,555,785	59,426,005

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022年11月22日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

本資料作成時点において、受益証券等の貸借対照表、損益および剰余金計算書ならびに附属明細表はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2025年12月1日現在)

I 資産総額	20,298,873 円
II 負債総額	349,887 円
III 純資産総額 (I - II)	19,948,986 円
IV 発行済数量	20,219,811 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.9866 円

III 設定及び解約の実績

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第3 計算期間	0	16,426,481	20,219,811

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022年11月22日 信託契約締結、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年9月16日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	3,969,626円
コール・ローン等	25,074
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド(評価額)	3,944,552
(B) 負債	20,327
未払信託報酬	20,144
その他未払費用	183
(C) 純資産総額(A - B)	3,949,299
元本	3,000,000
次期繰越損益金	949,299
(D) 受益権総口数	3,000,000口
1万口当り基準価額(C / D)	13,164円

*期首における元本額は3,000,000円、当作成期間中における追加設定元本額は0円、同解約元本額は0円です。

*当期末の計算口数当りの純資産額は13,164円です。

(2) 損益及び剰余金計算書

■損益の状況

当期 自2024年9月18日 至2025年9月16日

項 目	当 期
(A) 有価証券売買損益	218,078円
売買益	218,361
売買損	△ 283
(B) 信託報酬等	△ 40,843
(C) 当期損益金(A + B)	177,235
(D) 前期繰越損益金	772,064
(E) 合計(C + D)	949,299
次期繰越損益金(E)	949,299
分配準備積立金	949,299

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示していません。

(注2) 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用：17,152円（未監査）

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年9月16日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	3,969,626円
コール・ローン等	25,074
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド(評価額)	3,944,552
(B) 負債	20,327
未払信託報酬	20,144
その他未払費用	183
(C) 純資産総額(A - B)	3,949,299
元本	3,000,000
次期繰越損益金	949,299
(D) 受益権総口数	3,000,000口
1万口当り基準価額(C / D)	13,164円

*期首における元本額は3,000,000円、当作成期間中における追加設定元本額は0円、同解約元本額は0円です。

*当期末の計算口数当りの純資産額は13,164円です。

(参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年9月16日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	94,816,414,522円
コール・ローン等	1,034,764,119
投資証券(評価額)	93,326,755,718
未収入金	144,751,035
未収配当金	310,143,650
(B) 負債	386,489,000
未払解約金	386,489,000
(C) 純資産総額(A - B)	94,429,925,522
元本	19,220,849,608
次期繰越損益金	75,209,075,914
(D) 受益権総口数	19,220,849,608口
1万口当り基準価額(C/D)	49,129円

*期首における元本額は20,724,721,514円、当作成期間中における追加設定元本額は370,339,017円、同解約元本額は1,874,210,923円です。

*当期末における当マザーファンドを投資対象とする投資信託の元本額：

グローバルREIT・オープン（適格機関投資家専用）	802,897円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（毎月分配型）	14,198,903,184円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	8,262,120円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	5,597,482円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	36,984,746円
6資産バランスファンド（分配型）	52,497,990円
6資産バランスファンド（成長型）	181,724,362円
リソナワールド・リート・ファンド	667,946,221円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	15,946,958円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジあり/毎月分配型）	35,573,064円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジなし/資産成長型）	928,900,369円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジあり/資産成長型）	240,653,466円
ダイワ・グローバルREIT・オープン（為替ヘッジなし/奇数月決算型）	11,117,091円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/安定コース）	374,972,403円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/6分散コース）	510,389,341円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽/成長コース）	981,739,419円
グローバルREITファンド2021-07（適格機関投資家専用）	791,534,985円
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	148,643,019円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）	10,013,629円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）	18,646,862円

*当期末の計算口数当りの純資産額は49,129円です。

Ⅲ 設定及び解約の実績

■売買および取引の状況

親投資信託受益証券の設定・解約状況

(2024年9月18日から2025年9月16日まで)

	設 定		解 約	
	口 数	金 額	口 数	金 額
	千口	千円	千口	千円
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	4	19	9	44

(注) 単位未满是切捨て。

ご契約の際には必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）
兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをご覧ください。

（お問合せ、ご照会は）

〔募集代理店〕

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

www.sc.mufg.jp

（ご契約後のご照会は）

〔引受保険会社〕

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

〔お客さまサービスセンター〕 ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

〔ホームページ〕 <https://www.tdf-life.co.jp>

〔T&D保険グループ〕はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

